

年収103万以下の 年末調整要否判断シート

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

年収103万円以下の所得税の仕組み

年収が103万円以下の場合、原則として所得税は課税されません。これは、以下の2つの控除が適用されるためです。

控除の種類	控除額	概要
基礎控除	48万円	合計所得金額が2,500万円以下のすべての納税者に適用される控除
給与所得控除	55万円	給与収入を得ている人に適用される控除（最低額）
合計控除額	103万円	48万円+55万円=103万円

このため、年収が103万円以内であれば、課税対象となる所得が0円になり、所得税はかかりません。

注意点

- 所得税が非課税でも、住民税は年収約100万円（自治体により異なる）を超えると課税対象となる場合があります。
- 所得税の源泉徴収は、給与額だけでなく、扶養控除等申告書の提出有無や甲欄・乙欄の区分により異なります。

年収103万円以下の年末調整の要否判断

年末調整が不要なケース

以下の条件をすべて満たす場合、基本的に年末調整は不要です。

- 年間の給与収入の合計が103万円以下
- 1年間を通じて、一度も給与から所得税が源泉徴収されていない

年末調整が必要なケース

年収103万円以下でも、以下に該当する場合は年末調整が必要です。

- 1ヶ月でも給与が88,000円を超え、所得税が源泉徴収された月がある場合
- 勤務先が主たる給与の支払者であり、扶養控除等申告書を提出している場合

年末調整が必要な場合の対応方法

勤務先が1つの場合

源泉徴収の有無	必要な対応
あり	勤務先で年末調整を受けることで、年税額が精算され、納めすぎた税金が還付／不足があれば追加徴収される
なし	年末調整は不要

勤務先が2つ以上ある場合

源泉徴収の状況	必要な対応
年末調整をした会社以外で源泉徴収されている	確定申告を行うことで、納めすぎた税金が還付される可能性がある
収入合計が103万円以下で源泉徴収されていない	所得税は非課税のため、確定申告は不要

年末調整ができない・忘れた場合の対処法

勤務先で年末調整ができない主な理由

- 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない
- 複数の勤務先があり、他の勤務先で年末調整を受けている
- 日雇い労働者など、継続して勤務していない
- 災害減免法により、所得税の徴収猶予や還付を受けている

年末調整を忘れた場合の対処法

源泉徴収されているにもかかわらず年末調整を忘れると、納めすぎた税金が戻ってきません。

- **会社の担当者に相談する**
会社の提出期限を過ぎていても、税務署への提出期限（翌年1月31日）に間に合えば、社内で調整してもらえる可能性があります。
- **自分で確定申告を行う**
会社の年末調整に間に合わなかった場合でも、確定申告をすることで税金の還付を受けることができます。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。